

鹿沼市建設工事請負契約等に係る予定価格の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鹿沼市財務規則(昭和39年鹿沼市規則第7号。以下「規則」という。)第69条の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)における予定価格の公表における対象、方法等について定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 競争入札における予定価格の公表の対象となる契約は、建設工事の請負契約及び次の表に定める業務の委託契約を対象とする。

業 務	業務の内容
1 測量業務	土地に関する測量及び地図の調整又は測量写真の撮影を行う業務
2 建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計若しくは工事監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
3 土木関係建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若しくは工事監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
4 地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析等を行う業務
5 補償関係コンサルタント業務	公共工事に必要な土地等の取得、使用若しくはこれらに伴う損失の補償を行う業務又はこれらに関連する業務
6 その他業務	草刈り、樹木管理及び側溝等の清掃を行う業務並びに予定価格を公表することが適当であると市長が認めた業務

(公表の方法)

第3条 競争入札における予定価格は、次に掲げる方法により公表する。

- (1) 競争入札の執行前に行う予定価格の公表(以下「事前公表」という。)は、一般競争入札にあつては規則第65条に規定する入札の公告(以下「公告」という。)に予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額(以下「入札書比較価格」という。)を記載し、その他の競争入札にあ

っては指名通知書に入札書比較価格を記載し、併せて別に定める帳票の閲覧により行うものとする。

- (2) 競争入札の執行後に行う予定価格の公表（以下「事後公表」という。）は、事後公表用の帳票を備え付けず、予定価格の記載のある入札結果一覧表等公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づく公表をもって代えるものとする。

（公表の期間）

第 4 条 競争入札における予定価格の公表は、次に掲げる期間とする。

- (1) 事前公表にあっては、公告又は指名通知の後から入札執行日の前日までとする。
- (2) 事後公表にあっては、入札執行日から入札執行日の属する年度の翌年度末までとする。

（公表の場所）

第 5 条 第 3 条第 1 号に規定する帳票の閲覧は、財務部長（各部等で執行した場合にあっては、各部長等）の指定した場所において行うものとする。

（事前公表をするときの入札の条件）

第 6 条 事前公表をするときは、鹿沼市入札制度合理化対策実施要綱（昭和 57 年鹿沼市告示第 110 号）第 4 条の規定にかかわらず、入札の回数は、1 回とし、落札者がいない場合は、当該入札を不調又は保留とする。

- 2 前項の規定により当該入札を保留としたときは、当該入札の積算資料を再点検するものとする。
- 3 前項の規定による再点検の結果、積算資料に誤りがないと認められる場合には不調とし、誤りがあると認められる場合には再度積算し直した後で、当初の入札者による再入札を行うものとする。
- 4 前項の不調又は再入札の決定は、文書をもって当初の入札者に通知しなければならない。
- 5 市長が必要と認める場合は、入札に参加しようとする者から工事費内訳書及び工事費明細書又は委託費内訳書及び委託費明細書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出を求めることができるものとする。
- 6 前項の規定により工事費内訳書等の提出を求めたにもかかわらず、工事費内訳書等を提出しなかった者の行った入札は、無効とする。

（庶務）

第 7 条 予定価格の公表に関する庶務は、財務部（各部等で執行した場合にあっては、各部等）において処理する。

（補則）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、予定価格の公表について必要な事項は、市長が別に定める。

改正文(平成 13 年 3 月 26 日告示第 52 号)抄
平成 13 年 4 月 1 日以降に執行する入札から適用する。

改正文(平成 13 年 8 月 29 日告示第 148 号)抄
平成 13 年 9 月 1 日以降に執行する入札から適用する。

改正文(平成 13 年 12 月 3 日告示第 189 号)抄
平成 14 年 1 月 1 日以降に執行する入札から適用する。

改正文(平成 18 年 5 月 31 日告示第 70 号)抄
平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

改正文(平成 20 年 11 月 11 日告示第 175 号)抄
平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

改正文(平成 21 年 3 月 31 日告示第 47 号)抄
平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

改正文(平成 22 年 3 月 24 日告示第 50 号)抄
財務部契約検査課において執行する入札については平成 22 年 5 月 1 日から、
その他の部等において執行する入札については同年 4 月 1 日から適用する。

改正文(平成 29 年 3 月 24 日告示第 68 号)抄
平成 29 年 4 月 1 日から適用する。なお、鹿沼市建設工事関連業務委託に係
る予定価格の事前公表試行要綱(平成 26 年鹿沼市告示第 326 号)は、平成 29
年 3 月 31 日をもって廃止する。